

## 古代・中世史料から読み解く四国遍路

大石 雅章（鳴門教育大学名誉教授）

### **The Shikoku Henro Interpreted from Ancient and Medieval Historical Materials Masaaki OISHI, Professor Emeritus, Naruto University of Education**

Ancient and medieval monks visited Shikoku for ascetic training. Shikoku is characterized by its remoteness, being an island far from the capital and closed off by the sea and the sacredness of this remote area formed the basis of the view of Shikoku as a holy land.

In literary works at the end of the Heian period, ascetic practices in the Shikoku region were described as “the seaside pilgrimage of Sanuki, Iyo, Awa and Tosa”, and the path of ascetic practices that followed almost the same course as the present Shikoku Henro had already been established in the 12th century. Not only Shingon sect monks but also monks from various other sects practiced in the Shikoku region, and new beliefs such as Kōbō Daishi faith, Kumano faith, Zaō faith and Fudaraku Jōdo faith were added that lead to the development of many sacred sites.

The 21st temple, Tairyūji composed the *Awa Kuni Tairyūji Engi* (History of Tairyūji temple in Awa Province) in the late Heian period and publicized this temple as a sacred place for the ascetic practices of Kōbō Daishi. At the time of the great earthquake in 1096, the temple was honoured with an imperial prayer as a special place for Kōbō Daishi and it prospered by obtaining its own territory.

Then, after the 16th century the Shikoku region, a sacred place for monks to practice asceticism, underwent major changes. In the second half of the 17th century, guidebooks and other publications on the Shikoku pilgrimage were published, and participants shifted from a limited number of monks to the general public. The view of holy places also changed with new elements of worldly interests that were easy for the people to understand in remote areas. The content of this change was that if one did good deeds such as pilgrimage and *osettai* (support), one would obtain the merits of the Buddha (main deity: Kōbō Daishi). The Shikoku Henro has changed over time.

#### はじめに

『四国遍路史料集—古代・中世編—』の刊行に先だって、その作成に携わってきた四国4県の古代・中世史研究者が、「愛媛大学 四国遍路・世界巡礼研究センター 公開講演・シンポジウム」の場を借りて、研究成果の一部を報告することになった。

現在、四国遍路世界遺産登録推進協議会の4部会の一つである「普遍的価値の証明」部会のもとにある「普遍的価値の証明」研究会の委員として世界遺産登録に向けて普遍的価値の検討を進めていることを踏まえ、本報告では、阿波の古代・中世の史料から四国遍路の特徴を読み解きながら、四国遍路に形成された聖地観（神聖性）を検討する。

#### I 古代社会における仏教の機能

科学的な知識や技術が未発達な古代・中世社会において、人の能力を超えた天変地異や疫病の流行等への対応は、神仏の呪術力に期待せざるをえなかった。古代においては仏教の最大の役割は国家の安穩を得るために鎮護の法会を実施することであった。古代の仏教が鎮護国家仏教と呼ばれる所以がそこにある。鎮護国家仏教においての大きな画期は、平安初期に空海によって密教がもたらされたことである。

空海は、延暦23年（804）に長期留学僧として入唐し、長安の青竜寺恵果に師事して密教を学び、その恵果から伝法阿闍梨の灌頂を受けられた。その際の灌頂名が四国遍路において唱えられる金剛遍照である。空海が授けられた密教は『大日経』の密教（胎藏界）と『金剛頂経』の密教（金剛界）とを合一した新しい両部大法の密教であった。その翌年この密教を日本に伝えた。それまでの日本にも一部の密教（雑密）が伝

わっていたが、ここに初めて体系だった密教が伝えられたのであった。

奈良時代からの南都六宗の仏教は、釈迦の教えとされる経、後の学僧が記した論、経や論の注釈書である疏の文字によって示された教義を修学する顕教であった。それに対して空海がもたらした密教は、従来の顕教に相当する教義の修学を教相といい、その教相に事相という修法など具体的な実践が合わさったものであった。

空海は、従来の顕教に対して密教がいかに有効かを、宮中で真言の御修法を修めることを上奏した承和元年（834）の「宮中真言院正月御修法奏状」において具体的な例をもって語っている。

空海聞、如來說法、有二種趣、一浅略趣、二秘密種、言浅略趣者、諸經中長行偈頌是也、秘密趣者、諸經中陀羅尼是也、浅略趣者、如大素本草等經、論說病源、分別藥性、陀羅尼秘法者、如依方合藥、服食除病、若対病人、披談方經、無由療痾、必須当病合藥、依方服食、乃得消除病患、保持性命（後略）<sup>(1)</sup>

顕教は病人の前で病気の原因や薬の効能を論じるに過ぎない浅略趣であり、密教は薬を調合し服食させる秘密趣であると顕教に対して密教の優位性を説いている<sup>(2)</sup>。この上奏により宮中に真言院が設けられ、正月8日から14日の「後七日御修法」が行われることになった。そして明治以降は東寺に引き継がれ現在も真言宗の最重要法会の一つとして執り行われている。

密教の加持祈禱は国家・社会の安穩に不可欠のものとなっている。この加持祈禱において重視される三密行とは、僧の三密すなわち身密（印契を結ぶ）、口密（真言を唱える）・意密（仏を念じる）が仏の三密の境域に達したとき、僧は仏と一体化することができる。加持の加とは仏から僧へのはたらきかけ（仏の力の付与）を指し、持とは僧がそのはたらきかけを受け止め保つことを意味する。僧は仏から付与されたその仏の力をもって祈禱を成就させるのである。

そのため、加持祈禱の成否は、加持三密を行う僧の能力に左右され、日々僧は自らの験力を高めるために修行に励んだ。その修行の地として四国辺地があった。

## II 四国辺地の神聖性—聖地観の基層を形成

平安後期に後白河院が編集した『梁塵秘抄』に、

我等が修行せしやうは、忍辱袈裟をば肩に掛け、又笈を負ひ、衣はいつとなくしほたれて、四國の邊地をぞ常に踏む<sup>(3)</sup>

と「四国辺地」を修行する僧の姿が詠まれている。辺地とは中心から遠く離れた地を意味する。また同時期の説話集である『今昔物語集』の「四国の辺路を通りし僧、知らぬ所に行きて馬に打ち成されたる語」の文頭に、

今昔、仏の道を行ける僧、三人伴なひて、四国の辺地と云は伊予・讃岐・阿波・土佐の海辺の廻也（下略）<sup>(4)</sup>

とある。僧による四国辺地の修行は「伊予・讃岐・阿波・土佐の海辺の廻り」と記され、現在の四国を周回する四国遍路のかたちかほぼ僧の修行の形態として誕生していた。この場合も「四国の辺地」とあるように、辺地であることが修行の聖地として四国が選ばれる重要な要素であったのである。

また同時期に活躍した俊乗房重源（1121～1206）も四国で修行をおこなっている。重源は焼失した東大寺の伽藍を勧進活動で見事に再興した聖として有名である。平家打倒の令旨を發した以仁王を受け入れようと反平氏の旗色を明確にした南都諸寺院は、1180年12月に平家軍によって攻められ伽藍はほぼ焼失した。その際朝廷から東大寺大勧進職に任命され再建を託されたのが勧進聖重源であった。彼は生涯に亘っての造寺造仏等の作善を『南無阿弥陀仏作善集』<sup>(5)</sup>にまとめた。その文中に「生年十七歳之時、修行四国辺」と若き頃の四国での修行を記している。このように四国辺修行を作善集に書き上げていることは、「南無阿弥陀仏」

と号した念仏聖重源にとって、その修行が生涯の中で重きをなす事項であったためであろう。

このように、平安末頃までの四国での僧の修行は、辺地での修行であったことが史料から読み取れる<sup>(6)</sup>。つまり四国は都から遠く離れた辺地としての特徴を持ち、それ故に修行にふさわしいところとみなされたのである。海によって隔てられた自然景観等が生み出す神聖性によって修行のための聖地が成立し、それが四国の聖地観の基層となると考えられる。

聖地を目指して修行に励む多くの宗教者が四国を訪れた。その多様な宗教者（僧・聖・山伏等）の活動によって、それぞれの信仰の聖地が形成されていったとみられる。四国では、弘法大師信仰のみならず、熊野信仰・蔵王権現信仰・白山信仰などの山岳信仰や阿弥陀信仰・補陀落渡海信仰などの浄土信仰など、辺地という基層の聖地観の上に多様な信仰による聖地が形成された。当然一つの寺院の中に、複数の信仰の聖地が形成され場合もある。

その一つの例として第12番札所焼山寺をみてみよう。正中2年(1325)2月日「袖判宗秀奉下文」(焼山寺所蔵)には

(袖判)

下 焼山寺免事

(割注で／は行替を示す)

合 田式段内「壺段 権現新免／壺段 虚空蔵新免」在坪鍋岩

蔵王権現上山内寄来山畠内古房□東、任先例蔵王権現為敷地指堺打渡之畢

(追筆)

「但於四至堺者使者等先度補任状有之」

右、令停止万雑公事、可致御祈禱之忠勤之状、如件

正中二年二月日

宗秀 奉<sup>(7)</sup>

とあり、焼山寺への「御祈禱之忠勤」の依頼に、その経費として「権現新免」「虚空蔵新免」のそれぞれ田一段の「万雑公事」が免ぜられた。このように焼山寺は本尊虚空蔵菩薩への祈禱とあわせて、蔵王権現への祈禱も依頼された。したがった焼山寺への信仰は本尊虚空蔵菩薩への信仰(弘法大師信仰)以外に、吉野蔵王権現信仰もあった。後に第12番札所となる焼山寺のような山岳寺院においては、修験への信仰も息づいており、その信仰と宗教活動は複合的なものである<sup>(8)</sup>。現在の焼山寺は本尊が虚空蔵菩薩であり、奥の院の本尊が蔵王権現となっている。

### Ⅲ 弘法大師信仰による聖地の形成—第21番太龍寺を通して—

#### 1 「太龍寺縁起」(「大瀧寺縁起」)について

空海は、18歳の時に一沙門から虚空蔵求聞持法の存在を教えられ、その後四国で修行する。それについて空海は24歳の時の著『三教指帰』序文に以下のようにしたためている。

爰に一の沙門有り、余に虚空蔵聞持の法を呈す、其の経に説かく、「若し人、法に依つて此の真言一万遍を誦ずれば、即ち一切の教法の文義、暗記することを得」と、焉に大聖の誠言を信じて飛燄を鑽燧に望む、阿国大滝嶽に躋り攀ち、土州室戸崎に勤念す、谷響を惜しまず、明星来影す<sup>(9)</sup>

空海が虚空蔵求聞持法を修得するために修行した地として阿波国大滝嶽と土佐国室戸崎が挙げている、空海の修行地として確定できるのは数カ所のみであるが、その数少ない修行地大滝嶽に現在第21番札所太龍寺が建っている。

この太龍寺の縁起である「阿波国太龍寺縁起」は『続群書類従』第28輯上に収録され、標題は「阿波国太龍寺縁起」となっているが7つの文書の合本である。その構成は(a)承和3年(836)9月13日真然著「阿波国太龍寺縁起」写、(b)長治元年(1104)8月25日「長範太龍寺再興記」写、(c)天長2年(825)6月13日

金剛遍照（空海）著「舎心山太龍寺縁起」写、(d)長祿2年(1458)金剛周照著「舎心山太龍寺重抄秘勅」写、(e)寛元3年(1245)3月11日「山林殺生禁制」写、(f)建治2年(1276)12月15日「裁許条々」写、(g)年欠9月「三好越前守書状」写であり、上記の順に綴られている。丸山幸彦氏は7つの文書を(a)と(b)、(c)と(d)、(e)と(f)と(g)と3つのグループに分けることが可能であり、その中核の文書は巻頭の承和3年(836)9月13日真然著「阿波国太龍寺縁起」写としている<sup>100</sup>。

この「阿波国太龍寺縁起」の写には複数の諸本が存在し、『四国遍路史料集—古代・中世編—』作成にあたって確認し得たのは、図書寮九条家本・龍門文庫本・真福寺大須文庫本・群書類従本・太龍寺本・国会図書館本・西尾市岩瀬文庫本・多和文庫本の8本である。これらの諸本において構成に違いが見られる。図書寮九条家本と龍門文庫本は(a)承和3年(836)9月13日真然著「阿波国太龍寺縁起」写のみで合本でない点である。あとの諸本については西尾市岩瀬文庫本は(a)・(b)、国会図書館本と真福寺大須文庫本は(c)・(d)・(a)・(b)、太龍寺蔵は(a)・(c)・(d)、群書類従本・多和文庫本は(a)・(b)・(c)・(d)・(e)・(f)・(g)と複数の史料の合本である。なお綴られた合本史料については前出の群書類従本の合本史料に付した(a)～(g)をもって示し、合本の順序に従って記した。

史料の表題についても、図書寮九条家本・龍門文庫本は「阿波国大瀧寺縁起」であり、「阿波国太龍寺縁起」を表題とする他の諸本と異なる。なお諸本において文字に差異が見られるが、おそらく写す際の誤字によるものとみられ、内容においては大差は無い。

諸本のなかから『四国遍路史料集—古代・中世編—』に収録する史料を選ぶにあたって「阿波国大瀧寺縁起」と「阿波国太龍寺縁起」との名称の差異について着目し、中世の弘法大師空海伝記に現れる太龍寺に関する表記について検討した。永元元年(1118)年の『高野大師御廣傳』では「躋阿波大瀧嶽而修之、大釵飛來眼前、留土佐室生崎□行之、明星落入口中、彰佛法之奇異、標菩薩之靈應」<sup>111</sup>・「同國(阿波国)大瀧寺」<sup>112</sup>、長者經範法印(1031～1104)著『弘法大師行状集記』では「或上阿波大瀧嶽修行、或於土左室戸門崎寂、暫心觀、明星入口」<sup>113</sup>・「於大瀧嶽勤念虚空蔵」<sup>114</sup>・「阿波國大瀧嶽、於法成就之庭、作置草庵」<sup>115</sup>、文暦元年(1234)の『弘傳略頌抄』では「阿波國大瀧嶽、作草庵房、為悉地成就庭」<sup>116</sup>と平安から鎌倉にかけての弘法大師伝記においては大瀧嶽・大瀧寺という表記であり、太龍寺という表記はみられない。太龍寺という表記は、東寺僧宗承著の『見聞雜記』文明6年(1474)7月18日条に「文明六、七月十八日、阿州大龍寺參詣了、別當坊仁一宿」<sup>117</sup>とあり、少なくとも15世紀後半には現在の太龍寺の表記が確認できる。

以上、大瀧寺は太龍寺の古代・中世の名称であると考えられ、『四国遍路史料集—古代・中世編—』には中世の写である図書寮九条家本の「阿波国大瀧寺縁起」<sup>118</sup>を収録した。

真然著とするこの「阿波国大瀧寺縁起」(「太龍寺縁起」)は、文中に「右大瀧寺者、一天帰依之靈場、三地應迹之聖跡也、桓武天王之開キ花構ヲ也、以満虚空蔵而為本尊、高祖大師之致玉草創ヲ也」と「高祖大師」の文言がみえる。したがってこの縁起は、空海が朝廷から「弘法大師」の諡号を賜った延喜21年(921)以後の制作であることがわかる。さらに著者真然は寛平3年(891)に亡くなっており、真然を著者とするのも無理がある。真然は讃岐国多度郡の出身で空海の甥とみられ、とくに高野山金剛峯寺の興隆に努め、僧綱の最高職である僧正に昇った真言宗の高僧である。後世の人が著者を高僧真然に仮託して、この縁起に重みを付けたと想定される。

この縁起の内容は、弘法大師空海の生涯の活動に触れながら、大瀧の嶽での間持修行の経緯を中心に、聖地大瀧寺(太龍寺)の重要性を説いたものである。おそらく、この縁起は太龍寺の宗教的価値を世に広めるために作成されたものであろう。

## 2 地震と弘法大師修行の聖地太龍寺

それでは、この縁起が作成された時期及びその背景について考察する。作成時期を直接示す史料は現在のところ見いだせていない。そこで群書類従本「太龍寺縁起」において真然著の縁起に続いて綴られ、丸山幸彦氏が縁起とセットで理解すべきとした(b)長治元年(1104)8月25日「長範太龍寺再興記」を検討する。すでに丸山幸彦氏が地域に残る長範への信仰も踏まえて研究を行っている<sup>119</sup>。その研究と重なるが弘法大師信仰による寺院の聖地化を考える上で欠くこともできないので再度検討しておきたい。そこでその再興記の一部を掲げる。

于時嘉保二年乙亥十一月廿四日辰時、天下大震動。海内悉驚怖、祈之佛神、占之陰陽云々、是則有異國蜂起難、須有本朝不預之憤、故課處々之道場令修種々之秘法、專依為密教根本之聖跡、即止阿波國太龍之靈地、令修瑜伽上乘之秘教、欲致祈禱中欄之精誠、於是佛子長範忝承綸旨、方勤勅願天下安穩海内無為也、因茲同三年八月廿三日任大師本願之先縱、抽一條御宇之中誠、寄進那賀山五箇之庄園、興隆太龍寺満山之伽藍（下略）<sup>19</sup>

作者である長範については史料がなく詳細は不明である。文頭に「于時嘉保二年乙亥十一月廿四日辰時、天下大震動、海内悉驚怖、祈之佛神、占之陰陽云々」と記す大地震は、嘉保2年(1095)ではなく翌年の嘉保3年11月に起こった地震を指し、地震による徳政として同年12月17日に嘉保から永長に改元されたために、この地震は一般に永長大地震といわれている。

地震の状況を語る史料として中御門右大臣藤原宗忠の日記である『中右記』をみておきたい。11月24日条に「辰時許地大震、已及一時、門々戸々欲及頽壞、古今未有如此比」<sup>20</sup>「次行向大極殿、西樓（廊）頽西二傾、又大極殿柱所々寄東一二寸許」<sup>20</sup>と古今未曾有の地震がおこり大極殿も被災していた。その裏書に「後聞、地震之間、近江國勢多橋破了、纔東西片邊殘也、東大寺鐘落地者、藥師寺廻廊顛倒、東大寺塔九輪落」<sup>20</sup>と近江國勢多橋が墮ち、南都の寺院も被害を蒙ったことがわかる。さらに同月27日条に「小地震」「此兩三日時々小地震」<sup>20</sup>と余震が続き、「去年十一月廿四日大地震以後、時々地動、已及数十度也」<sup>21</sup>と翌年まで余震があり、その回数は数十度に及んでいる。また地震に伴う津波も起こり、12月9日条の裏書には「後聞、伊勢國阿乃津（現津市）民戸地震之間、為大波浪多以被損云々、凡諸國有如此事、近代以來地震、未有如此例也」<sup>22</sup>と伊勢國安濃津（現津市）においては津波の被害が出た。「長範太龍寺再興記」の「海内悉驚怖」はこの津波の恐怖を語るものであろう。このような地震・津波等の天変地異に対して、それを鎮めるための徳の有る政治が求められ、朝廷ではその政策が講じられた。

徳政としてすでに記したが、『中右記』12月9日条の裏書「依天変地震可有改元」<sup>22</sup>と嘉保から永長に改元がなされた。また地震を鎮めるために都では寺社で相次いで仏事・神事が催された。『中右記』によれば大極殿の臨時百座仁王会、東大寺の千僧御読経、七大寺の御読経、延暦寺の御読経、園城寺の百座仁王講など法会が連日実施された<sup>23</sup>。

太龍寺においても「密教根本之聖跡」と格別の真言寺院であることを主張し、忝く「綸旨」を承り「勅願」による「天下安穩、海内無為」の祈禱を行ったとする。地方の寺院である太龍寺においても勅願の祈禱が実施されたことは、都から地方へという地震対策のための国家的祈禱の伝播が背景にあったと考えられる。この祈禱の伝播はおそらく都の状況を把握する本寺東寺と末寺太龍寺の本寺末寺ルートで展開したとみられる。

### 3 太龍寺寺領の形成

この勅願の「天下安穩、海内無為」の祈禱するにあたって「寄進那賀山五箇之庄園、興隆太龍寺満山之伽藍」と那賀山の五箇の莊園（寺領）を獲得し、太龍寺の再興がなされた。太龍寺は地震という天変地異を契機に、国家の祈禱を行い寺領を獲得して寺院の興隆に結び着けた。

そこで、国家の祈禱を実施するにふさわしい格別の寺院であることを主張する上で、前述の真然著とする「太龍寺縁起」が重要な役割を果たしたのではあるまいか。そうであるならば、この縁起は11世紀から12世紀初頭にかけて作られたものであると推定される。

この莊園の寄進と関係するとみられる康和5年(1103)8月16日の「阿波国大瀧寺（太龍寺）所領注進状」を検討する。この文書は「長範太龍寺再興記」の前年に作成されたものであり、全文を次に掲げる。

注進

阿波國大瀧寺所領（虫食い）畠荒野事

合

在那西郡吉井賀（虫食い）

四至 限東柑子谷□ 限西□食山

限南寺山岸國坂 限北宮谷津□峯

右件寺領田畠荒野、任（虫食い）領知之理、所司等檢注言上如件、抑當山起、弘法大師之初行靈山也、奉仰憑（虫食い）幾哉、不知千万、於東寺別院既以數百歳、敢無他妨哉、早任道理、被仰國衙、開發荒野、相加寺家修理、兼又勤仕本寺役耳、仍為後日證文、注子細耳、以解

康和五年（1103）八月十六日

蜂田安常（花押）

僧礼能（花押）

大瀧寺別当救命（花押）

僧妙真（花押）

藤原近國（花押）<sup>24</sup>

この文書については、書出が「注進」で始まる中世文書様式の注進状の形態をとりながら、書止が「以解」という古代以来からの解状様式となっている点や、文中の「那西郡」について、嘉禎3年（1237）5月4日の官宣旨「当院領管阿波国那賀郡海部并浅河牟岐参箇郷事」の「那賀郡」の表記から、那賀郡の東・西の2郡への分立は嘉禎3年以降であるとして、偽文書とする説もある<sup>25</sup>。しかし寿永4年（1185）正月28日の線刻弥勒菩薩坐像銘の「阿波国海部郡福井里大谷」という銘文から、寿永4年にはすでに那賀郡から海部郡が分立しており、前述の官宣旨の「那賀郡海部并浅河牟岐」という海部を那賀郡内とする記述と矛盾する。線刻弥勒菩薩坐像の銘文を尊重するならば、寿永4年までに海部郡が那賀郡から分立していたと言え、同様に那賀郡から那東郡・那西郡が分立していたと考えることも可能となろう。また古代から中世への移行期における地方寺院からの上申文書であること考慮するならば、文書様式の齟齬をもって直ちに偽文書と断定することも難しいかと思える。本史料が本文か写かそれとも偽文書かについては、今後更に検討する必要がある。その便を図るために『四国遍路史料集—古代・中世編—』にその写真版を掲載した。なお、本稿では本文またはその写とみなして論を進めることにする。

この康和5年（1103）8月16日「阿波国大瀧寺（太龍寺）所領注進状」は、太龍寺側と国司側との間で那西郡吉井加茂の田畠・荒野を太龍寺領と確定する立券の過程で作成された文書であろう。5名の別当を始めとする太龍寺関係者が署名して、本寺である東寺に上申したものである。文書によれば太龍寺は「東寺別院」とし「既數百歳」経ちその間他妨なしと記されているように、この時期すでに東寺の末寺となっていた。国衙に命じて荒野を開発することによって生まれた寺領は、「相加寺家修理、兼又勤仕本寺役耳」と太龍寺の修理費用と東寺への本寺役を目的として設定された。ただ「被仰國衙、開發荒野」と国衙による開発の有無が、寺領の成立の鍵となっていたとみられ、本寺東寺を介して朝廷・国衙に働きかけることも必要であったと推測される。なおこの寺領が「長範太龍寺再興記」の「那賀山五箇之庄園」にあたるのかもしれない。

#### 4 聖地太龍寺興隆の歴史的意義

このように11世紀末から12世紀にかけて大地震を契機に太龍寺が寺領を形成するが、そのことについて歴史上の大きな流れから見ておきたい。寺領が形成されたこの時期は、ちょうど古代社会から中世荘園制社会へと変化する大きな時代の節目にあたる。

古代の官寺は国家から封戸や寺田等が与えられ経済的に保証されていたが、古代国家の解体にともないその経済的保証を失い、寺院自らが経済的基盤となる荘園（寺領）を確保し経営をしなければ衰退し退転するという危機にあった。太龍寺の本寺である東寺も同様であり、古代官寺から中世領主寺院への変革を進めるにおいて、地方の末寺を核に寺領の形成がなされた。その阿波での事例の一つがこの太龍寺における寺領形成であったと考えられる。この寺領に太龍寺の修造費用以外に東寺への本寺役が課せられていたことから、この寺領形成に本寺である東寺の経済財基盤の確保の狙いがあったと見て取れる。末寺太龍寺と本寺東寺との連携のもとでこの寺領形成が推し進められたと考えてまず間違いがないだろう。四国ではほぼ同時期に東寺の末寺である善通寺・曼荼羅寺・金剛頂寺においても寺領の確保や寺院の興隆がみられ<sup>26</sup>、東寺が中世寺院領主化しさらに権門化していく時期であった<sup>27</sup>。

さらに、太龍寺が「天下安穩・海内無為」という国家的祈禱を行う寺院として認められ、寺領を形成する上で、太龍寺が弘法大師の修行の地として格別な聖地であることを語る「阿波国太龍寺縁起」は大きな役割

を果たしたのではないだろうか。穿った見方をすれば、この縁起の作成にも寺領形成と同様に本寺東寺が関わっていた可能性は高いかも知れない。都においてもほぼ同時期の11世紀～12世紀に、『高野大師御広伝』（永元元年(1118)年成立)・『弘法大師行状集記』（長者経範法印(1031～1104)著)など東寺関係者によって弘法大師に関わる伝記が相次いで編纂されている。縁起や由緒、伝記の作成は、その対象である高僧や寺院の宗教的意義を人々に弘め、広く信仰を形成する上で大きな役割を果たした。

11世紀～12世紀に古代社会から中世社会へと大きく変化し、国家と宗教の関係においても中世顕密体制が確立していく時期である。それは王法仏法相依の論理が社会に定着し、王法(朝廷)と仏法(顕密寺社勢力)の関係は車の二輪、鳥の二翼に例えられ、王法無くして仏法が無くまた仏法無くして王法がないというものであった。<sup>28</sup> 東寺末である太龍寺が、弘法大師修行の格別の聖地寺院であることを標榜して地震対策の国家的祈禱を担うことは、顕密体制の中に組み込まれたとも言えるであろう。四国の自然が生み出す辺地としての神聖性に重ねて弘法大師信仰による聖地化が進んだとみられる。

#### IV 僧の修行としての聖地四国辺路

平安末期の歌人として著名な西行(1118～1190)は出家以前は佐藤義清という鳥羽上皇に仕える北面の武士で、彼は保延6年(1140)23歳の時に出家し各地を巡り、のち高野山に居を構えて修行する聖となった。保元の乱で後白河天皇に敗れて讃岐に流された崇徳上皇の白峰陵に赴いたのち、弘法大師の誕生の地である善通寺に参籠して、その近くに草庵を結び、しばらくの間逗留した。その時に次の歌を詠んでいる。

同じ國に、大師のおはしましける御あたりの山に庵むすびて住みけるに、月いとあかくて、海の方くもりなく見え侍りければ  
くもりなき山にて海の月みれば、鳥ぞ氷の絶間なりける<sup>29</sup>

全国に踊り念仏を弘めた遊行の聖として有名な一遍(1239～1289)も、伊予国菅生寺(現第45番札所岩屋寺)で修行を行っており、その様子は『一遍聖絵』の「岩屋寺に参籠、俗縁を捨てる」のところの詞書きに「其の所に又一の堂舎あり、高野大師御作の不動尊を安置したてまつる、すなわち大師練行の古跡、瑜伽薫修の炉壇ならびに御作の影像、すがたをかへずして此の地になほのこれり」と記され、修行する一遍の姿が描かれている。<sup>30</sup> 不動尊は弘法大師の作であり、弘法大師の修行した古跡が形を変えず残る聖地として岩屋寺を捉えている。空海が修行した所とは明確にしえないが、少なくとも鎌倉時代には弘法大師ゆかりの地として修行にふさわし聖地となっていた。そして、一遍のように真言宗とは関係のない僧までが、弘法大師ゆかりの聖地を訪れ、修行に励んだものとみられる。

さらに四国の辺地修行の観点から見れば、弘法大師信仰とは直接関係しない僧までが修行のために四国を訪れていた。念仏聖心戒上人もその一人で、彼の四国修行に関する法語が中世法語類を収録した『一言芳談』(鎌倉時代後期の成立)に収められている。

心戒上人、四國修行のあひだ、或百姓の家の壁に書付て云、『念佛者ならで、念佛申て、往生をとぐべし、云々』<sup>31</sup>

心戒上人は、俗名を平宗親と名乗り、生没年は不詳で平宗盛の養子となり阿波守となるが、平家の滅亡によって高野山に遁世し、諸国修行を行い渡宋の経験をもつ念仏聖であった。

このように四国の辺地修行は、一遍や心戒のような念仏聖を始め六十六部聖や山伏など多様な僧が行い、真言宗の僧に限られるものではなかった。前述の焼山寺のように弘法大師信仰の聖地とされるところも、多様な僧の活動の聖地ともなっている場合が多くみられる。時代が下るにつれて民衆が旅にでる状況が整うと、弘法大師の信仰は僧の世界から俗人の世界へと広がり、四国遍路に俗人が登場するようになる。

#### V 民衆の巡礼としての四国遍路一功德としての聖地

第49番札所浄土寺の本尊厨子には、「四国辺路美□、辺路同行五人のうち、阿州名東住人大永7年(1527)

7月6日」「四国中えちせんのかに（越前国）一せうのちう人（一乗の住人）ひさの小四郎」「南無大師遍照金剛」などの落書がみられる<sup>32</sup>。ここに登場する越前国一乗谷は戦国大名朝倉氏の城下町で現在の福井市にあたり、この落書は俗人が遠方から四国辺路にきていたことを示している。このようにこの時期には俗人が四国辺地を廻るようになり始めていたとみられる。現在の四国遍路では弘法大師とともに修行する意と込めて「同行二人」と記すが、「同行五人」という文言から初期の段階では遍路を行う実人数を記していたようである。また弘法大師空海の灌頂名である「遍照金剛」がすでに四国辺路において弘法大師の尊称として使用されていた。

戦国期の内乱から天下統一が進むなかで、人々の往来も次第に多くなり、四国遍路を廻る人々も増加し始めたのであろう。阿波国においては、藩祖蜂須賀家政が慶長3年(1598)に撫養街道・伊予街道・土佐街道の主要街道沿いの交通の要所にある真言宗8ヶ寺に、往来する旅人に対して宿の提供などの便宜を図る命令を発給した。これらの寺院は駄路寺と呼ばれ、長谷寺（鳴門市）、瑞雲寺（現第六番札所安楽寺・上板町）、福生寺（吉野川市）、長善寺（東みよし町）、青色寺（三好市）、梅谷寺（阿南市）、打越寺（美波町）、円頓寺（海陽町）である。第6番札所安楽寺となっている瑞雲寺に発給された駄路寺に関する文書を掲げる。

#### 定

- 一 當寺之儀、往還旅人為一宿令建立候之条、専慈悲可為肝要、或邊路之輩、或不寄出家侍百姓、行暮一宿於相望者、可有似相之馳走事
- 一 不寄自國他國者、山賊盜賊等之道、其外諸悪之企有之輩、時々来宿をかる族可有之候、勿論兼而事之由被令承知者歟、不然者不審ニ被存族有之ハ、宿之儀達而可被遂斟酌、万一押而一宿可仕由申者有之ハ、偏可為狼藉、則地下之勝屋政所告知、可被行曲言事
- 一 地下人井他所他郷之者、当寺へ相集、或國之褒貶、或代官給人企訴訟已下其外諸々之悪事を相工族、其面々ハ不及沙汰、宿等隣家迄可為曲事如之族於相催者、勿論不可能許容事

右、定置所常住、被守此旨不可有油断之状、如件

慶長三戊戌年六月十二日

蜂須賀阿波守

茂成（花押）

第1条目に「或辺路之輩、或不寄出家侍百姓、行暮一宿於相望者、可有似相之馳走事」と遍路を廻る人々に対して必要とする馳走を行うように命じているように、地域権力（のちの藩権力）においても辺路者への支援をすすめている。このように「辺路之輩」とわざわざ書き上げるには、往来者の中で四国遍路の者が増加してきた背景があるのであろう<sup>33</sup>。

四国遍路者の増加にともない江戸時代初期の17世紀には、遍路者対象の四国遍路関係の書物が相次いで出版された。その内の貞享4年(1687)に刊行された四国遍路ガイドブックというべき真念著の『四国邊路道指南』は1番から88番までの札所番号が付してあり、現在のところ札所番号が確認できる最初の書物である。1番札所霊山寺から順次番号に従って札所寺院の説明が記されているが、その前文に四国遍路を行うにあたっての注意書が箇条書きで記されている。そのうち持ち物について記した箇条書を掲げる。

#### 一 用意の事

札はさみ板 長六寸 幅二寸

おもて書やう

年号月日

(梵字) 奉納四国中辺路同行二人

うらかきやう

(梵字) 南無大師遍照金剛 国郡村 仮名印

右のごとくこしらへるなり。

但し文箱にしてもよし。

紙札調やう

奉納四国中遍路同行二人<sup>64)</sup>

以上のように、すでに納め札をもって四国遍路を行うように、またその札の記載も現在のものと大差がないようである。四国に渡るための方法や手続きについても分かりやすく以下のように説明がなされている。

- 一 摂州大坂より阿州徳島へ渡海の際は、江戸堀阿波屋勘左衛門方にて渡り様次第、可相尋之。  
白銀貳匁、徳島まで船賃、但海上三拾八里。
- 一 同所より讃岐丸亀へ渡海の時ハ、立売堀丸亀屋又右衛門・同藤兵衛かたにて渡り様、可相尋之。  
白銀貳匁、丸亀まで船賃、但海上五拾里。  
右は大坂より両所へ渡海の次第かくのごとくなり。但他国よりハ其所々にて渡海の次第、可相尋。
- 一 阿州霊山寺より札はじめハ大師御巡行の次第なり。但十七番の井土寺より札はじめすれば勝手よし。委く徳島にて可被尋。讃州丸亀城下へわたる時は、宇足津道場寺より札はじめよし<sup>64)</sup>。

元禄2年(1689)には真念と洪卓が情報を提供し高野山の僧寂本が著した札所寺院の解説書『四国徧礼霊場記』7巻が、翌年の元禄3年(1690)には真念著の『四国徧礼功德記』がそれぞれ出版された。

相次いで書物の刊行は、民衆に向けての四国遍路の強力な発信となったであろう。それは今までの限られた僧の修行のための四国辺地から広範な民衆の巡礼としての四国遍路へと変化する上で大きな役割を果たしたとみられる。

僧の宗教的能力を高める修行としての聖地に、民衆が求める功德のための聖地が重なり、聖地観も大きく変化した。その点について真念著『四国徧礼功德記』に記載の四国遍路開創伝説として有名な右衛門三郎の功德譚を検討しておきたい。その内容から①と②に分けて記す。

- ①予州浮穴郡右衛門三郎事、四国にていひ伝えかくれなし。貪欲無道にて、遍礼の僧はちをこひしに、たゝかんとしける杖鉢あたり、鉢を八つにうちわりしが、八人の子八日に頓死せり
- ②是より驚きくやミ発心し、遍礼二十一反して、阿州焼山寺の麓にて死けり、其時大師御あひ、その願をきこしめし、石に其名を書にぎらしめ給ひければ、郡主河野氏の子にむまれ、かのにぎり石、そのまゝ手の内にありて、右衛門三郎なる事をしれり<sup>64)</sup>

この功德譚の前半①の部分は乞食行を行う四国遍路の修行の僧に対してそれを拒否すれば仏罰を蒙ることを示して、四国遍路修行の乞食僧(遍路者)への接待の重要性を説く。後半②の部分は、六道輪廻すべき右衛門三郎の魂を願い通りに領主河野氏の子として再生させた弘法大師は、もはや高僧という域を超えた仏のような存在であることを示し、四国遍路を廻ることの功德を説く。ここに善根(遍路やお接待)を積み、仏(大師)の恵みを得ることができるという功德のための聖地四国遍路が語られている。なお、近世以降の功德のための四国遍路については、救済という観点からの新稿を用意している。<sup>65)</sup>

## おわりに

最後に本稿をまとめ今後の展望を少し述べておきたい。

古代・中世の修行僧は、加持祈禱などの社会的要請に応える宗教的能力を高める修行のために四国を訪れた。修行の地にふさわしい聖地としての四国の神聖性は、平安期の史料に「四国辺地」として現れるように、都から遠く海によって隔てられ、険しい山と海からなる島という自然的景観が醸し出す辺地にあった。この辺地観が四国の聖地の基層を成している。

四国辺地修行は『今昔物語集』の「讃岐・伊予・阿波・土佐の海辺の廻」とあるように、12世紀には現在の四国遍路とほぼ同じようなルートを辿る修行の道が誕生していた。弘法大師を祖師とする真言宗の僧だけでなく山伏や聖など多様な宗教者がこの四国辺地で修行し、彼らの活動は、辺地という聖地に新たに弘法大師信仰・熊野信仰・蔵王信仰等・阿弥陀信仰・補陀落浄土信仰などの神聖性を付加し、多彩な聖地が形成された。

第21番札所太龍寺では、平安後期に「阿波国太龍寺縁起」が作成され、弘法大師空海が修行した格別の聖地として太龍寺の宗教的価値を社会に発信し、1096年の大地震を契機に、勅願の祈禱を催して寺領を獲得とし興隆に結実させている。このような太龍寺における活動には本寺東寺が関わっていたとみられる。太龍寺は東寺と連携して弘法大師格別の聖地寺院であること掲げて国家の祈禱を実施することに成功し、太龍寺の修造費用及び本寺（東寺）役を徴収する寺領を形成した。このことは東寺が古代官寺寺院から中世寺院領主へと自己を変革し、中世権門寺院化を進める過程でもあった。その際に弘法大師空海に纏わる伝記や、末寺を権威づける縁起が作成され、弘法大師信仰が社会に広く流布し定着していくことになったとみられる。さらに踏み込んで言えばそれは古代以来の辺地としての聖地に新たに弘法大師信仰等の聖地が重ねられ、地方寺院太龍寺が顕密体制に組み込まれていく道でもあった。したがって弘法大師信仰等は、自然発生的に形成されるよりは、むしろ意図的・人為的に生み出されるものであったといえよう。また中世顕密体制の特徴から一つの寺院が複数の信仰の聖地となり、重層的な聖地の形態をとる場合も多い。<sup>96</sup>

僧による修行のための聖地である四国辺地が大きく変化するのは、僧だけでなく民衆が四国遍路を行うようになる16世紀以降である。17世紀後半には、大坂の本屋から四国遍路のガイドブック等が刊行され、限られた僧の世界の四国辺地から広く民衆も含めた四国遍路へと展開した。それに合わせて聖地観も、古代・中世の修行の地にふさわしい聖地観に、善根（遍路・お接待）を行えば仏（本尊・弘法大師）の功德を得るという民衆に分かりやすい近世の現世利益的な聖地観が重なり変化したと考えられる。

## 【註】

- (1) 『続遍照發揮性靈集補闕鈔』巻第9（『弘法大師 空海全集』第6巻 筑摩書房 1984年）。
- (2) 速水侑『平安貴族社会と仏教』（吉川弘文館 1975年）第1章第1節「秘密修法の成立」。
- (3) 佐佐木信綱校訂『岩波文庫 梁塵秘抄』301号。
- (4) 池上洵一編『岩波文庫 今昔物語集』本朝部下 巻第31-14。
- (5) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所研究史料1 南無阿弥陀仏作善集』（真陽社 1955年）、小林剛『俊乘房重源史料集成』（吉川弘文館 1965年）2015年に再販。なお原本は東京大学史料編纂所所蔵でウェブ上で閲覧することができる。
- (6) 寺内浩「平安時代の四国遍路—辺地修行をめぐる—」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編17 2004年）、同「古代の四国辺路」（四国遍路と世界の巡礼研究会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館 2007年）、同「平安時代後期の辺地修行者と地域」（愛媛大学四国遍路と世界の巡礼研究会編『巡礼の歴史と現在』岩田書院 2013年）。
- (7) 『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書10 摩盧山正壽院焼山寺 四国八十八箇所霊場第12番札所』（徳島県・徳島県教育員会 2018年）第7章第1節古文書・古記録（長谷川賢二氏執筆）、神山町史編纂委員会編『神山町史』上巻 2005年）第2篇第2章第11節「焼山寺の中世文書」（福家清司氏執筆）、徳島県教育委員会・徳島新聞社編『徳島県の文化財』（徳島県教育委員会・徳島新聞社 2007年）。
- (8) 『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書10 摩盧山正壽院焼山寺 四国八十八箇所霊場第12番札所』（徳島県・徳島県教育員会 2018年）第7章第1節古文書・古記録（長谷川賢二氏執筆）、長谷川賢二氏は四国遍路の形成過程において熊野信仰や修験道、山伏の役割を重視する。長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」（愛媛大学文学部所属四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路と世界の巡礼』3 2018年）、同『修験道組織の形成と地域社会』（岩田書院 2016年）第2部「山伏と山岳霊場の地域的展開」。
- (9) 『三教指帰』（『弘法大師 空海全集』第6巻 筑摩書房 1984年）。
- (10) 那賀川町史編さん委員会編『那賀川町史』上巻（那賀川町 2002年）第2章第1節1「太龍寺の展開—太龍寺縁起と長範—」（丸山幸彦氏執筆）。
- (11) 『續群書類従』第8輯下（続群書類従完成会 1978年）608頁。
- (12) 『續群書類従』第8輯下（続群書類従完成会 1978年）661頁。
- (13) 『續群書類従』第8輯下（続群書類従完成会 1978年）496頁。
- (14) 『續群書類従』第8輯下（続群書類従完成会 1978年）517頁。
- (15) 『續群書類従』第8輯下（続群書類従完成会 1978年）679頁。
- (16) 『續群書類従』第30輯上（続群書類従完成会 1978年）95頁。
- (17) 『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』（宮内庁書陵部 1970年）。

- (18) 那賀川町史編さん委員会編『那賀川町史』上巻（那賀川町 2002年）第2章第1節1「太龍寺の展開－太龍寺縁起と長範」（丸山幸彦氏執筆）。
- (19) 『續群書類従』第28輯上（続群書類従完成会 1978年）334頁・335頁。
- (20) 『増補史料大成 中右記』1（臨川書店 1965年）395頁。
- (21) 『増補史料大成 中右記』2（臨川書店 1965年）2頁。
- (22) 『増補史料大成 中右記』1（臨川書店 1965年）398頁。
- (23) 『増補史料大成 中右記』1（臨川書店 1965年）400頁。
- (24) 『平安遺文』古文書編第4巻（東京堂出版 1963年）1523号では前田剛二所蔵文書とするが、現在は太龍寺所蔵の文書である。虫食いにより文字が不分明の箇所も推測できる範囲内で復元した。『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書3 舎心山常住院太龍寺 四国八十八箇所霊場第21番札所』（徳島県・徳島県教育員会 2013年）第5章古文書・古記録。
- (25) 那賀川町史編さん委員会編『那賀川町史』上巻（那賀川町 2002年）第2章第1節1の(2)「太龍寺所領注進状と太龍寺縁起」（丸山幸彦氏執筆）。
- (26) 『善通寺市史』第1集（善通寺市 1977年）「平安時代の善通・曼荼羅寺領」、守田逸人「中世四国における在地寺院の興亡と荘園制」（愛媛大学文学部所属四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路と世界の巡礼』3 2018年）、大利恵子「延久2年7月8日付「土佐国金剛頂寺解案」をめぐって(1)」（『土佐史談』374、2020年）、同「延久2年7月8日付「土佐国金剛頂寺解案」をめぐって(2)」（『同』375、2020年）
- (27) 黒田俊雄氏は日本中世の国家体制について従来の武士中心の幕府論を改め、王家や摂関家などの公家、南都北嶺などの寺社、幕府の武家の諸権門が、競合しながらも天皇のもとに各権門の専門的能力をもって相互補完しあう体制であるとし権門体制論を提示した（黒田俊雄「中世の国家と天皇」『岩波講座 日本歴史』中世2 岩波書店 1963年）。
- (28) 黒田俊雄氏は中世の国家と宗教の関係について顕密体制論を提言し、王法（政治権力）と仏法（顕密寺社勢力）との関係が王法仏法相依であることを示した。つまり中世では政権と顕密寺社勢力は運命共同の関係にあるとし、仏法の衰退は政権の衰退に繋がり、政権の安定は宗教勢力の興隆によって実現されると考えられていたとする。（黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」『日本中世の国家と宗教』岩波書店 1975年）。地震などの社会の不安の克服には、仏教による祈禱の力とそれを支える寺院の興隆が不可欠であった。
- (29) 佐佐木信綱校訂『岩波文庫 新訂山家集』羈旅歌 111頁。
- (30) 橘俊道・梅谷繁樹訳『一遍上人全集』（春秋社 2012年）『一遍上人絵伝』日本の絵巻20（中央公論社 1988年）。
- (31) 宮坂宥勝校注『日本古典文学大系83 仮名法語集』（岩波書店 1964年）209頁。
- (32) 前田卓『巡礼の社会学』（ミネルヴァ書房 1971年）、頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』（日本国際文化研究センター 2001年）。
- (33) 衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」（『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』16 2009年）、『四国遍路と徳島藩』（徳島市立徳島城博物館 2020年）、『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書24 温泉山瑠璃光院安楽寺 四国八十八箇所霊場第6番札所』（徳島県 2023年）。
- (34) 伊予史談会編『四国遍路記集』伊予史談会叢書第3集（愛媛県教科図書株式会社 1997年）。1687年刊行の真念の著書について、『四国邊路道指南』と『四国徧禮道指南』と表記の異なる史料が現存し、前者は1頁6行に対して後者は1頁8行で、稲田道彦氏の研究によればまず前者の表記で刊行され、その後あまり時間を空けることなく改訂版の段階で後者の表記となり、刊行年は弘法大師850年御忌の年である貞享4年（1687）をそのまま使用したとする（稲田道彦『四国徧禮道指南－読み下し文と解説－』美巧社 2013年、同『講談社学術文庫 四国徧禮道指南』講談社 2015年）。
- (35) 2023年度鳴門史学会大会で「救済における四国遍路の歴史的意義」としてすでに報告し、『鳴門史学』に掲載する予定である。
- (36) 黒田俊雄氏の顕密体制は中世の国家と宗教の関係を示す概念であるが、中世仏教の全体構造を示す概念でもある。それは古代以来の天台・真言・南都六宗の八宗による顕密仏教を正統仏教、顕密寺院から離脱した多様な聖たちの内で顕密仏教を否定する鎌倉新仏教（法然・親鸞・日蓮・道元等の教え）を異端派、顕密仏教を肯定し積極的に活動する聖を改革派と位置づけた（黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」）。とくに従来の顕密仏教に飽き足らず宗教的实践をめざす念仏聖や修験の聖など改革派の聖は、社会に多様な信仰を定着させる原動力となり、むしろ顕密仏教を彩ることになったとみる。